



## 関市自転車活用推進計画の策定について



自転車等の低炭素交通システム



様々な交通モードの接続・乗り換え拠点(モビリティ・ハブ)

(出典: 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会提言  
: 道路政策ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」(R2.6))

# 1. 計画策定の必要性



## 計画策定の必要性

### 自転車活用推進法第11条

市町村は、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 関市都市計画マスタープラン（交通施設の整備方針：基本方針抜粋）

今後の高齢化社会の到来や地球環境問題に対する意識の高まり、厳しい財政状況等を踏まえると、コンパクトシティへの転換や、高齢者や学生、障がい者等の移動困難者の移動手段の確保など、公共交通の役割も重要視されます。そのため、自動車や自転車等と公共交通の連携を含めた総合交通政策を進めていきます。

# 1. 計画策定の必要性



## 自転車に関する最近の話題

### 改正道路交通法の施行（2026.4.1～）

#### ○自転車のルール・罰則強化

- ・ 16歳以上の自転車運転者に青切符（交通反則通告制度）の導入。

#### ○自動車側（ドライバー）の新ルール

- ・ 自転車を追い越す際、安全な通行を確保するルールの明確化。1 m以上の間隔確保

**令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます**

**免許はなくてもドライバー**

**ルールを守って責任ある運転を！**

**16歳以上が対象**

**～青切符（交通反則通告制度）導入後の指導取締りについて～**

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

**携帯電話使用等（保持）**

反則金 **12,000円**

**信号無視**

反則金 **6,000円**

警察庁・都道府県警察

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html

警察庁ホームページより

**自転車の交通違反に反則金！**

**2026.4.1からはじまります。**

・ 自転車の交通ルールを守らないと、交通違反になります。  
・ 交通違反をすると反則金というお金を払わないといけません。  
・ 対象者（反則金を払わないといけない人）は16歳以上の人です。

**交通違反の種類**

※自転車の交通違反は全部で113種類あります。ここに書いていない違反もあります。  
※わからないことは近くの警察署で聞いてください。

① 携帯電話使用等（保持） 反則金 ¥12,000  
② 信号無視 反則金 ¥6,000  
③ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
④ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑤ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑥ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑦ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑧ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑨ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑩ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑪ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑫ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑬ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑭ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑮ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑯ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑰ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑱ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑲ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
⑳ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉑ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉒ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉓ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉔ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉕ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉖ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉗ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉘ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉙ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉚ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉛ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉜ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉝ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉞ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㉟ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊱ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊲ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊳ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊴ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊵ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊶ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊷ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊸ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊹ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊺ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊻ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊼ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊽ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊾ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000  
㊿ 歩道を走る（歩道に歩行者がいる時） 反則金 ¥6,000

警察庁・都道府県警察

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html

岐阜県警察ホームページより

## 2. 自転車活用推進法



### 基本理念

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

### 基本方針

重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- ①自転車専用道路等の整備
- ②路外駐車場の整備等
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援

### 3. 自転車活用推進計画（令和3年5月）（国）



#### 計画の構成

#### 1. 総論

- （１）自転車活用推進計画の位置付け
- （２）計画期間
- （３）自転車を巡る現状及び課題

#### 2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標１ 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

目標２ サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

目標３ サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

目標４ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

#### 3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

#### 4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- （１）関係者の連携・協力
- （２）計画のフォローアップと見直し
- （３）調査・研究、広報活動等
- （４）財政上の措置等
- （５）附則に対する今後の取組方針

### 3. 自転車活用推進計画（令和3年5月）（国）



#### 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

##### 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成【都市環境】

1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進
2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進
3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
6. 情報通信技術の活用の推進
7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

##### 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現【健康増進】

8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に安全に自転車に乗れる環境の創出
10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11. 自転車通勤等の促進

##### 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現【観光振興】

12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

##### 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現【安全安心】

14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
15. 多様な自転車の開発・普及の促進
16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施
18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進（再掲）
20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進（再掲）
21. 災害時における自転車の活用の推進
22. 損害賠償責任保険等への加入促進

# 4. 岐阜県自転車活用推進計画（令和7年3月）（県）



## 第2次岐阜県自転車活用推進計画【概要版】

### 第2次岐阜県自転車活用推進計画 概要版

#### 1 総論

##### ○ 計画の位置付け

自転車活用推進法第10条に基づき、岐阜県における自転車の活用を推進するための基本計画

##### ○ 計画の目的

環境への負荷の低減、県民の健康の増進等を図るため、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する

○ 計画区域：岐阜県全域

○ 計画期間：5年間（令和7年度～令和11年度）

⇒ 国計画と整合を図り、「都市環境」、「健康増進」、「観光振興」、「安全安心」の4つの分野において、自転車の活用の推進に関する目標を設定

⇒ 自転車を巡る現状及び課題、第1次計画のフォローアップを踏まえ、今後5年間における実施すべき施策及び講ずべき措置を位置付け

○ 経緯 平成29年度 自転車活用推進法の施行

平成30年度 国が「自転車活用推進計画(H30～R2)」を策定

令和元年度 「岐阜県自転車活用推進計画(R2～R6)」を策定

令和3年度 国が「自転車活用推進計画(R3～R7)」を改定

令和6年度 「第2次岐阜県自転車活用推進計画(R7～R11)」を策定

#### 2 自転車を巡る現状及び課題

**都市環境** 本県の歩行者と自転車が分離された通行空間は約75kmに留まり、自転車事故件数も年間約450件発生している。  
安全で快適な自転車通行空間の整備を市町村と連携し、オール岐阜で進めていく必要がある。  
さらに、自転車通行の支障となる駐車車両の抑制や、アクセスバリエーションが高く、身近な移動手段である自転車が安全に利用できるまちづくりが必要である。

**健康増進** 本県の20歳以上の運動習慣のある人は51.8%、通勤通学の自転車利用率は6.9%、1年間にサイクリングをした人は14.2%の状況で、日常生活で自転車利用は限定的である。  
生活習慣病の予防が期待される自転車を利用した健康づくりやサイクリングスポーツを行う環境づくりが必要である。  
さらに、自転車通勤は労働生産性の向上に寄与する可能性があるとして、本県は全国平均より低く、近年減少傾向にあるため、促進に向けた広報啓発が必要である。

**観光振興** 本県では長良川サイクルツーリズムや地域や民間によるサイクリングイベントが行われている。  
自然、歴史、文化等の魅力的な地域資源を活用したサイクルツーリズムの取組やイベントの開催は限定的となっている。  
さらに、サイクリストの受入環境を整えるため、地域や公共施設と連携した魅力づくりや、サイクリストの誘客に向けたイベント等の開催、情報発信が必要である。

**安全安心** 本県では令和4年に条例を制定し、ヘルメット着用を努力義務化、保険加入を義務化とし、ヘルメット着用率は27.1%、保険加入率は67.1%の状況。ヘルメット着用率は中学から高校になると大きく低下している。(99.4%→12.0%)  
安全な自転車利用を推進するため、行政による広報啓発や、地域や学校主導の啓発活動により意識向上を図る必要がある。  
さらに、自転車事故率が高い学生や高齢者の他、自動車運転者等へ交通安全意識の醸成を図る必要がある。

#### 3 第1次計画のフォローアップ(R2～R6)

目標 自転車を快適に利用できるまちづくり

- ▶ 自転車歩行者道が整備された
- ▶ 歩道に自転車の通行指定部分規制が3箇所行われた
- ▶ 長良川サイクリングモデルルートに矢羽根型路面標示や標識が設置された
- ▶ ソーン30の指定や無電柱化事業が推進された

自転車通行空間の確保が限定的なため更なる推進が必要

目標 自転車を活用した健康づくりの推進

- ▶ 岐阜百年公園のサイクリングロードを活用し自転車の利用促進が行われた
- ▶ 自転車競技選手や団体への助成や次世代を担うジュニア人材の発掘に向けた、自転車競技の体験プロジェクトが実施された
- ▶ 「清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業」において、自転車に関するポイントメニューが新たに追加された

自転車を活用した健康づくりの更なる推進が必要

目標 サイクルツーリズムの推進

- ▶ 長良川サイクリングモデルルートを設定し、サイクリングマップが作成された
- ▶ 道の駅のサイクリステーション化が進められた
- ▶ サイクルトレイン運行等に要する経費が助成された

サイクルツーリズムの推進による観光誘客の取組が必要

目標 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- ▶ 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定された
- ▶ 自転車保険等の加入促進、ヘルメット着用や自転車点検等の啓発活動が行われた
- ▶ 自転車シミュレータを活用した安全教室や自動車運転者向けの講習が開催された

事故のない社会の実現に向けた更なる推進が必要

#### 4 目標及び実施すべき施策と講ずべき措置

目標 1 自転車を快適に利用できるまちづくりの推進

施策 1 自転車通行空間の計画的な整備推進

歩行者と自転車を分離した通行空間の確保、注意喚起標識等の設置を推進、市町村自転車活用推進計画の策定を支援

施策 2 交通規制による自転車通行空間の確保

交通規制による駐車禁止措置や違法駐車等の取締りによる通行空間確保

施策 3 まちづくりと連携した総合的な取組み

駐輪場整備、ゾーン30、無電柱化等を推進

目標 2 自転車を活用した健康づくりの推進

施策 4 自転車を活用した健康づくりの推進

県営公園にレンタサイクル、サイクルステーション、マップを整備し利用を促進

施策 5 サイクルスポーツの振興

サイクルスポーツイベントへの支援、イベントに関する情報発信

施策 6 サイクルスポーツの競技力向上

アスリートの育成支援、ジュニアアスリートの発掘育成

施策 7 自転車通勤等の促進

自転車通勤の広報啓発、交通需要マネジメントプロジェクトの推進

目標 3 サイクルツーリズムの推進

施策 8 サイクルツーリズムの推進

木曽三川サイクルツーリズムの推進、サイクリングイベント開催

施策 9 サイクリストの受入環境の創出

サイクリストの受入環境の整備、国営公園の整備、サイクルトレインの運行支援、河川空間を活用した受入環境の創出

施策 10 サイクリストの誘客の推進

サイクルツーリズムの情報発信、国際的サイクリング大会の支援

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策 11 広報啓発の推進

交通ルール、点検、ヘルメット着用、保険加入等の関係者連携の広報啓発

施策 12 地域や学校等と連携した指導啓発の推進

地域や学校と連携した県民協働による安全指導

施策 13 自転車交通安全教育の推進

全道路利用者に向けた安全教室の実施、交通安全指導者の育成

施策 14 災害時における自転車活用の推進

岐阜県地域防災計画への位置付け、災害時の自転車活用

#### 5 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

| 計画の進捗評価(KPI) | 評価指標                    | 現況値(R6)      | 目標値(R11)     | 措置の具体内容                               |
|--------------|-------------------------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 都市環境         | 自転車通行空間の整備延長 (km)       | 75km         | 100km        | ▶ 歩行者と自転車を分離した通行空間の確保                 |
| 健康増進         | 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率 (%) | 51.8%        | 65.0%        | ▶ 健康増進の広報啓発                           |
| 観光振興         | 県内観光入込客数 (人)            | 4,263万人 (R4) | 5,300万人 (R9) | ▶ 木曽三川サイクルツーリズムの推進<br>▶ サイクリングイベントの開催 |
| 安全安心         | ヘルメット着用率 (%)            | 27.1%        | 100%         | ▶ ヘルメット着用、保険加入等の啓発活動                  |
|              | 自転車損害賠償責任保険加入率 (%)      | 67.1%        | 100%         | ▶ 地域や学校と連携した県民協働による指導啓発               |

○ 関係者の連携・協力

目標を達成するため、庁内各課、県警察本部、教育委員会等の関係者が緊密に連携して施策の推進を図る

○ 計画のフォローアップと見直し

計画のフォローアップとして、毎年、施策の進捗状況や評価指標の達成度、新たな課題などを共有し、必要に応じて見直しを図るなど、PDCAサイクルにより実効性を高める

○ 広報活動

本計画に基づく広報啓発を戦略的かつ効果的に実施し、自転車の活用について広く県民の理解と関心を深める

## 5. 関市自転車活用推進計画の策定に向けて



### 関市における自転車活用の取組み（1 / 2）

| 施策                       | 県計画の内容                               | 担当課                 | 取組み内容                                                                                     |
|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標1 自転車を快適に利用できるまちづくりの推進 |                                      |                     |                                                                                           |
| 施策1) 自転車通行空間の計画的な整備推進    | 歩行者と自転車を分離した通行空間の確保、注意喚起標識等の設置を推進    | 土木課                 | 【新】自転車ネットワーク計画の作成                                                                         |
|                          |                                      | 土木課                 | 【新】自転車通行空間の整備                                                                             |
|                          |                                      | 土木課                 | 【新】自転車通行空間の維持管理                                                                           |
|                          |                                      |                     |                                                                                           |
| 施策2) 交通規制による自転車通行空間の確保   | 交通規制による駐車禁止措置や違法駐車取締りによる通行空間確保       |                     |                                                                                           |
|                          |                                      | 関警察署                |                                                                                           |
| 施策3) まちづくりと連携した総合的な取組み   | 駐輪場整備、ゾーン30、無電柱化等を推進                 | 都市計画課               | 【新】駐輪場の整備促進                                                                               |
|                          |                                      | 関警察署<br>土木課         | 【新】ゾーン30 等による安全対策の実施                                                                      |
|                          |                                      | 都市計画課               | 【新】シェアサイクル及びサイクルポートの設置                                                                    |
|                          |                                      | 都市計画課               | 【新】無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備 本町通り他                                                              |
|                          |                                      |                     |                                                                                           |
| 目標2 自転車を活用した健康づくりの推進     |                                      |                     |                                                                                           |
| 施策4) 自転車を活用した健康づくりの推進    | 県営公園にレンタサイクル、サイクルステーション、マップを整備し利用を促進 | 観光課                 | レンタサイクル：せきてらす2台配備                                                                         |
|                          |                                      | 長良川鉄道(株)            | レンタサイクル：関駅3台                                                                              |
|                          |                                      | 観光課<br>都市計画課<br>土木課 | 【新】サイクリングマップの作成<br>・CYARIP(チャリップ) ・長良川鉄道サイクリングモデルコース<br>・百年公園サイクリング ・板取あじさいロード ・東西ウイングコース |
|                          |                                      | 市民健康課               | 【新】健康づくりポイントの付与                                                                           |
|                          |                                      | 市民健康課               | 【新】温泉活用によるウェルネスツーリズム                                                                      |
|                          |                                      |                     |                                                                                           |
|                          |                                      |                     |                                                                                           |
| 施策5) サイクルスポーツの振興         | サイクルスポーツイベントへの支援、イベントに関する情報発信        | スポーツ推進課             | せきサイクル・ツーリング                                                                              |
|                          |                                      |                     |                                                                                           |
| 施策6) サイクルスポーツの競技力向上      | アスリートの育成支援、ジュニアアスリートの発掘育成            | スポーツ推進課             |                                                                                           |
|                          |                                      |                     |                                                                                           |
| 施策7) 自転車通勤等の促進           | 自転車通勤の広報啓発、交通需要マネジメントプロジェクトの推進       |                     | 自転車通勤の促進、みちみちすいすいプロジェクト                                                                   |
|                          |                                      |                     |                                                                                           |

## 5. 関市自転車活用推進計画の策定に向けて



### 関市における自転車活用の取組み（2/2）

| 施策                       | 県計画の内容                                               | 担当課                           | 取組み内容                                                |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------|
| 目標3 サイクルツーリズムの推進         |                                                      |                               |                                                      |
| 施策8) サイクルツーリズムの推進        | 木曽三川サイクルツーリズムの推進、サイクリングイベント開催                        |                               |                                                      |
|                          |                                                      | 関市長良川鉄道協力会（都市計画課）<br>観光課      | 長良川鉄道で行こう！サイクリングモデルコース<br>CYARIP（チャリップ）～チャリで関市をめぐる旅～ |
| 施策9) サイクリストの受入環境の創出      | サイクリストの受入環境の整備、国営公園の整備、サイクルレインの運行支援、河川空間を活用した受入環境の創出 |                               |                                                      |
|                          |                                                      | スポーツ推進課                       | 整備用工具等を備えたサイクルステーションの整備                              |
| 施策10) サイクリストの誘客の推進       | サイクルツーリズムの情報発信、国際的サイクリング大会の支援                        |                               |                                                      |
|                          |                                                      | 観光課<br>土木課<br>都市計画課           | 【新】河川空間を活用した受け入れ環境の創出                                |
| 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現  |                                                      |                               |                                                      |
| 施策11) 広報啓発の推進            | 交通ルール、点検、ヘルメット着用、保険加入等の関係者連携の広報啓発                    |                               |                                                      |
|                          |                                                      | 危機管理課                         | 自転車乗車用ヘルメットの購入費用補助                                   |
|                          |                                                      | 危機管理課                         | 保険加入の広報啓発                                            |
|                          |                                                      | 関警察署                          | 自転車指導啓発重点路線の公表                                       |
| 施策12) 地域や学校等と連携した指導啓発の推進 | 地域や学校と連携した県民協働による安全指導                                |                               |                                                      |
|                          |                                                      | 市民協働課<br>教育総務課<br>学校教育課       |                                                      |
|                          |                                                      | 危機管理課<br>土木課<br>教育総務課<br>関警察署 | 【新】通学路周辺の安全点検の実施                                     |
| 施策13) 自転車交通安全教育の推進       | 全道路利用者に向けた安全教室の実施、交通安全指導者の育成                         |                               |                                                      |
|                          |                                                      | 関警察署<br>危機管理課                 | 自転車運転免許講習会（関高校）                                      |
| 施策14) 災害時における自転車活用の推進    | 岐阜県地域防災計画への位置付け、災害時の自転車活用                            |                               |                                                      |
|                          |                                                      | 危機管理課                         | 【新】地域防災計画への位置付け                                      |
|                          |                                                      | 危機管理課                         | 【新】災害時における自転車の活用                                     |

## 5. 関市自転車活用推進計画の策定に向けて



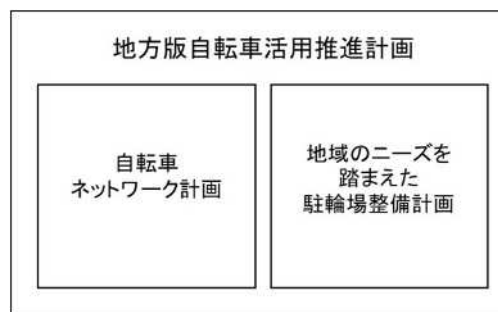
### 自転車ネットワーク計画の策定

関連施策：1) 自転車通行空間の計画的な整備推進

#### 地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）

▶「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく「**自転車ネットワーク計画**」及び地域のニーズを踏まえた**駐輪場整備計画**を、地方版推進計画内に位置付けることを検討する。

▶自転車の通行空間の確保は、自転車活用の基本であるため、**特に市町村の地方版推進計画においては、自転車ネットワーク計画を位置付けることを基本とするべきである。**



#### 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

安全で快適な自転車利用環境の将来像に應じて自転車ネットワークを計画的かつ継続的に創出するため、面的な**自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画**を「自転車ネットワーク計画」という。

※ネットワーク路線の例

自転車の車道通行を基本とし、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワークを構成する路線をいう。

公共交通施設・学校・商業施設・観光拠点・主な居住地区などを結ぶ路線、歩行者との錯綜・事故の多い路線など



関連施策：１）自転車通行空間の計画的な整備推進

### ③ 自転車ネットワーク計画の対象エリア

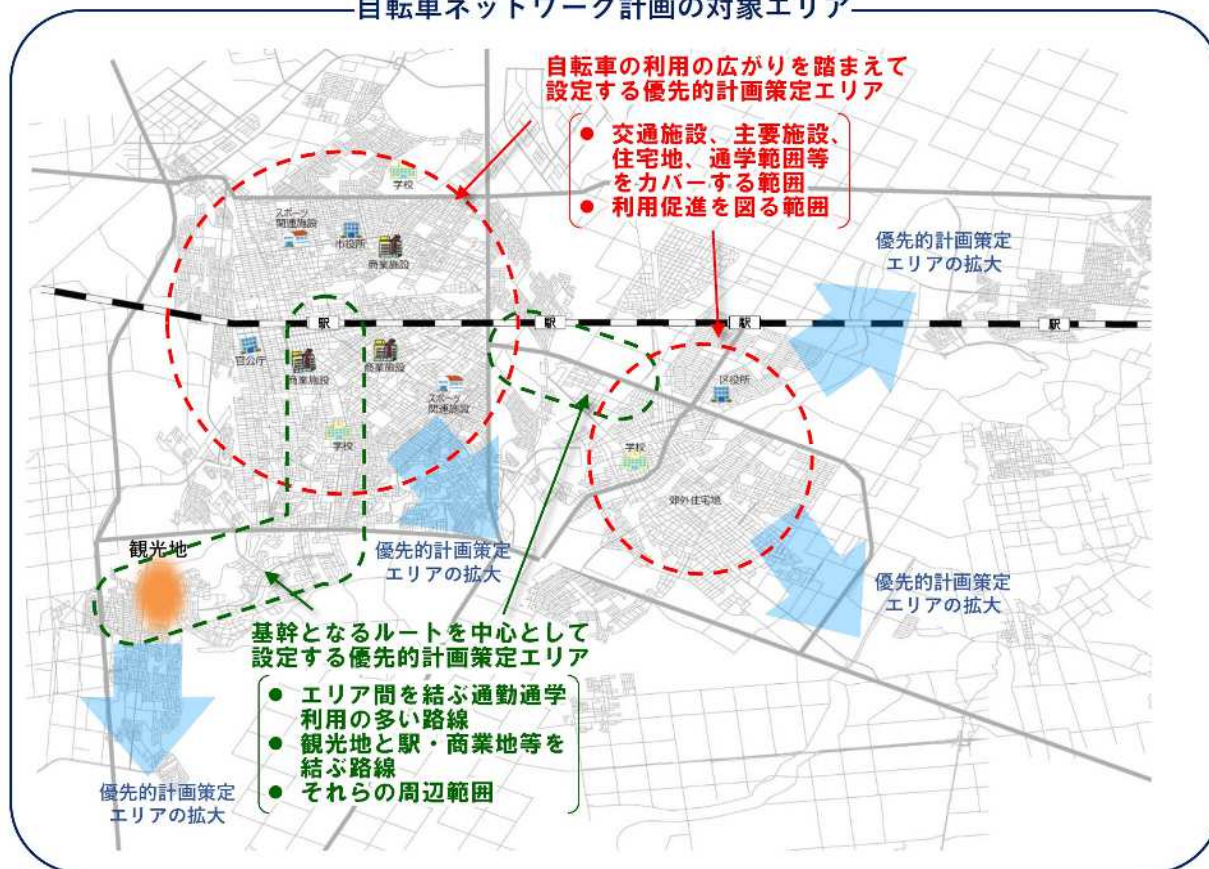


図 I-4 優先計画策定エリアの抽出の考え方の一例

整備形態

|          |                                                                                                                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整備形態     | 整備イメージ                                                                                                                                                                                         |
| 自転車道     | <p>A. 自転車と自動車を構造物により分離する場合</p>  <p>歩道 自転車道 (自動車の) 車道</p> <p>歩道 自転車道</p> <p>着色あり</p> <p>着色なし</p>             |
| 自転車専用通行帯 | <p>B. 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する場合</p>  <p>歩道 自転車 他の通行帯 車道</p> <p>幅の全部を着色</p> <p>幅の一部を着色</p>                      |
| 車道混在     | <p>C. 車道混在とする場合</p>  <p>矢羽根型路面表示等を設置</p> <p>歩道 車道</p> <p>矢羽根型路面表示等で注意喚起</p> <p>歩道のある道路</p> <p>歩道のない道路</p> |

図 1-8 基本的な整備形態 (イメージ)

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインより

## 5. 関市自転車活用推進計画の策定に向けて



### 自転車通行空間に関する関市内の状況

#### 長良川サイクリングモデルルート（大規模自転車道：長良川清流自転車道）

- 郡上市から海津市まで長良川沿川のモデルルート
- 大規模自転車道の長良川清流自転車道（岐阜市～美濃市）もルートの一部
  - ・矢羽根型路面表示および自転車ピクトグラムの設置

#### 県道 関本巣線（栄町3交差点～小屋名交差点）の自転車道

- 名鉄美濃町線の廃線跡に自転車道の整備



県道 関美濃線の矢羽根型路面表示



県道 関本巣線の自転車道

## 5. 関市自転車活用推進計画の策定に向けて



### 計画策定の検討・推進体制

#### 自転車活用推進計画策定の手引き（案）

##### （検討体制）

▶地方版推進計画を検討する際には、施策の実効性の担保や合意形成をスムーズに行うためにも、計画に関連する関係者による協議会を設置し、検討する。

##### （協議会の構成メンバー）

地方公共団体と各種交通事業者（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者等）、道路管理者、都道府県警察本部（又は管轄警察署等）とし、加えて、有識者、想定される施策に関係する各種団体、まちづくり活動団体、教育委員会、一般市民等が想定される。

##### （計画の推進体制）

▶地方版推進計画に関連する施策は多岐にわたることから、関連部局も多く存在するため、地方版推進計画の進捗を把握するための協議会を設置し、進捗状況を共有する。

▶参画する構成メンバーは、計画策定時の協議会構成メンバーと同一とすることも考えられる。

##### （計画のフォローアップ及び見直し方法）

▶地方版推進計画について、必要に応じて有識者等の助言を受けつつ、毎年度当初に、各施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施し、その結果を公表する。

▶計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを行う。

## 5. 関市自転車活用推進計画の策定に向けて



### 策定スケジュール

| 項目        | 令和8年度 |             |    |    |            |    |     |           |     |    |    |    |
|-----------|-------|-------------|----|----|------------|----|-----|-----------|-----|----|----|----|
|           | 4月    | 5月          | 6月 | 7月 | 8月         | 9月 | 10月 | 11月       | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 庁内調整会議    |       | ↔           |    | ↔  |            |    | ↔   |           |     |    |    |    |
| 政策検討会議    |       |             |    |    |            |    | ↔   |           |     |    |    |    |
| 協議会       |       | ●           |    |    | ↔          |    |     | ↔         |     |    | ⋯  |    |
| 議会説明      |       | 第1回<br>5/22 |    |    | 第2回<br>骨子案 |    |     | 第3回<br>素案 | ↔   |    |    |    |
| パブリックコメント |       |             |    |    |            |    |     |           |     | ↔  |    |    |
| 公表        |       |             |    |    |            |    |     |           |     |    |    | ↔  |